

中途採用幹部（情報システム専門官）採用選考募集要項

令和3年4月30日
北海道警察本部

◇ 受付期間 ◇ 令和3年4月30日（金）～ 令和3年8月30日（月）（必着）

1 選考試験区分等

選考試験区分	採用予定数	身分	職務内容
情報システム専門官	1人	北海道警察 技術職員 (主任)	専門的知識、経験を生かし、警察情報システムの企画、設計、開発及び運用管理等に関し、中核的役割を果たす先端技術者として業務に従事します。

2 受験資格等

次の要件①～③の全てを満たす者

受験資格・経歴等	
①	昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 (令和4年4月1日現在における年齢が28歳以上35歳以下の者)
②	民間企業等において、情報システムの設計、開発、運用・保守等の実務を担当する技術者として、コンピュータ関連業務に5年以上従事した職歴を有する者
③	情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき実施する試験により取得する資格のうち、次のいずれかの資格を有する者 ・ 情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリスト） ・ 応用情報技術者 ・ ITストラテジスト ・ システムアーキテクト ・ プロジェクトマネージャ ・ ITサービスマネージャ ・ エンベデッドシステムスペシャリスト ・ データベーススペシャリスト ・ ネットワークスペシャリスト ・ システム監査技術者 ・ その他上記の資格に準ずる資格

※ 上記の経験年数は、令和4年4月1日を基準とします。

※ 「その他上記の資格に準ずる資格」の詳細は、北海道警察本部採用センターまでお問い合わせください。

※ 日本国籍を有しない者、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者は受験することができません。

3 試験日程等

区分	試験日	試験地	試験会場
第1次試験	令和3年10月3日（日）	札幌市	北海道警察本部 (札幌市中央区北2条西7丁目)
第2次試験	令和3年11月上旬		

4 試験の方法及び内容

区分	試験種目	内容
第1次試験	専門試験	必要な専門的知識及び能力等について、択一式及び記述式による筆記試験を行います。
	論文試験	職務経験に関する課題論文試験を行います。
	適性検査	警察職員として職務遂行上必要な素質及び適性について、簡単な検査を行います。 ※ 結果の判定は、第2次試験時に実施します。
第2次試験	人物試験	必要な専門的知識、能力等について、個別面接を行います。

5 受験資格等の調査

受験資格の有無、採用選考申込書の記載事項の真否などについて調査します。

6 合格発表（予定）

- (1) 第1次試験合格発表
令和3年10月下旬
- (2) 最終合格発表
令和3年11月下旬

7 採用予定日

令和4年4月1日

8 勤務地

原則として札幌市（人事異動などにより勤務地が変わる場合があります。）

9 給与及び待遇

- (1) 給与
北海道地方警察職員の給与に関する条例に基づき、給料及び諸手当（期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等）が支給されます。
例）30歳、大学卒、実務経験8年の方の場合の初任給は、243,500円です。
- (2) 勤務時間
原則として、1日7時間45分（午前8時45分から午後5時30分まで）、週38時間45分
- (3) 休暇
有給休暇は、年次有給休暇及び夏季休暇のほか、結婚休暇、忌引休暇などがあります。

10 申込方法等

- (1) 申込書の請求
ア 所定の申込書がありますので、下記問合せ（申込み）先に請求してください。
イ 郵便により申込書を請求する場合は、返信用封筒（角形2号：A4判が入る大きさ）に送り先を記入し、郵便切手120円分を貼り、外側の封筒の表に「情報システム専門官採用選考申込書請求」と朱書きし、「北海道警察本部採用センター」宛にお送りください。
- (2) 申込方法
申込みは、申込書に所定事項を記入の上、情報処理技術者試験等の資格を証明する書面の写しを同封し、下記申込先に郵送してください。
なお、封筒の表に「情報システム専門官採用選考申込」と朱書きし、必ず「簡易書留」で送付してください（下記申込先への持参は認めません）。
※ 「簡易書留」によらない郵便の事故などについては、一切考慮しません。
- (3) 受付期間
令和3年4月30日（金）から令和3年8月30日（月）まで（8月30日必着）
- (4) 問合せ（申込み）先
北海道警察本部採用センター
〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
代表電話（011）251-0110（内線2654）又はフリーダイヤル 0120-860-314
※ 問合せ時間 平日の午前8時45分から午後5時30分まで

11 その他

- (1) 本選考において提出された書類は、返却できません。
- (2) 本選考に合格されても、採用時の健康診断などで就業が難しいと判断された場合には、職員に採用されないことがあります。